



特 定 事 業 の 選 定

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条の規定に基づき、中原庁舎西南用地定住促進住宅整備事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成 28 年 12 月 2 日

みやき町長 末 安 伸 之



記

中原庁舎西南用地定住促進住宅整備事業については、当初の町の計画通り、民間活力の導入と、国の交付金及び入居者家賃の収入により、周辺家賃等と比較して適正な家賃設定の範囲内で、事業が実施できる目途がついたと判断したため、当該事業を PFI 事業として選定する。

以上